

○つくば臨床医学研究開発機構シーズ評価委員会の組織及び運営に関する細則

平成29年3月30日  
つくば臨床医学研究開発機構部局細則第2号

つくば臨床医学研究開発機構シーズ評価委員会の組織及び運営に関する細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、つくば臨床医学研究開発機構（以下「研究開発機構」という。）の組織及び運営に関する部局細則（平成28年4月1日 つくば臨床医学研究開発機構部局細則第1号。以下「細則」という。）第14条第2項に基づき、シーズ評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び公正な運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的及び業務)

第2条 医療技術に関する研究成果（シーズ）の収集及び育成をとおして、臨床研究開発の推進に寄与する。

2 委員会は、上記の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) シーズ育成に関する助言（開発戦略、知的財産取得、産学官連携等）
- (2) 研究開発機構による支援の適否と優先評価
- (3) 研究開発機構の事業として募集する外部資金研究費の支援課題選定
- (4) 支援中の研究の進捗状況評価
- (5) その他シーズ育成に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。ただし、同一委員が各号を兼務することを妨げない。

- (1) 機構長
- (2) 研究開発マネジメント部長
- (3) 臨床研究推進センター長
- (4) 臨床研究推進センター中央管理ユニット長
- (5) 未来医工融合研究センター長
- (6) TR推進・教育センター長
- (7) 知的財産管理に見識を持つ者 若干人
- (8) 産学官連携に従事する者 若干人

- (9) 医学医療系長が推薦する者 若干人
- (10) その他委員長が必要と認める者
- 2 委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。
- 3 委員会に、副委員長を置くことができる。
- 4 副委員長は、委員長が指名をする。
- 5 委員長は、委員会を主宰する。
- 6 委員長に事故等あるときは、副委員長が職務を代行する。

(委員の任期)

- 第4条 前項の者の任期は2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日までとする。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は再任されることができる。

(委員会の開催及び議事)

- 第5条 委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時にこれを開催することができる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

(委員以外の出席)

- 第6条 委員長は、必要があると認める時には、委員以外の者を委員会に出席させ、説明または意見の陳述を求めることができる。

(研究開発機構における優先支援評価)

- 第7条 第2条第2項第2号に関わる審査の判定は、出席者の過半数以上の合意によるものとし、次の各号のいずれかに掲げる表示により行うものとする。
- (1) 承認
  - (2) 条件付き承認
  - (3) 不承認
  - (4) 保留
  - (5) 該当しない
- 2 前項の決定のうち、2号についてはその条件を、3号から5号についてはその理由を付すものとする。
  - 3 条件付き承認のうち、修正が条件である場合は、修正報告を求め、委員長がその内容を確認することをもって承認とする。

- 4 支援の可否の審議には、当該支援部門の意見を聞くものとする。
- 5 事務局は、すでに支援が承認された研究の進捗状況について委員会に報告し、確認を得る。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、研究開発マネジメント部に置く。

- 2 資料のとりまとめは、TR推進・教育センター等関連部署の協力を得て行う。
- 3 事務局は、前条第1項により承認する研究またはすでに承認した研究に臨床研究の実施計画が含まれ、未来医工融合研究センター及び臨床研究推進センターの支援を希望する場合は、申請者に対し、当該部署に支援依頼の上、プロジェクト検討委員会に申請するように指導する。

(雑則)

第9条 この部局細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この部局細則は、平成29年3月30日から実施する。